

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）

ご 案 内

青森労働局長登録教習機関（登録番号・第2号）
建設業労働災害防止協会 青森県支部
（略称：建災防）

改正石綿障害予防規則により、建築物の解体・改修時には、石綿含有建材調査者講習を修了した者に、石綿含有の有無を調査させることが義務付けされました。

（施行は令和5年10月1日からです。）

当支部では、青森労働局長登録教習機関として、下記により、本講習を実施いたします。

1. 受講資格

- （1）「石綿作業主任者技能講習修了者」
- （2）学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務経験を有する者
- （3）学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。（4）において同じ。）、建築に関して3年以上の実務経験を有する者
- （4）学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務経験を有する者（（3）に該当する者を除く。）
- （5）学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者
- （6）建築に関して11年以上の実務経験を有する者
- （7）労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）による、改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる「特定化学物質等作業主任者技能講習」を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者
- （12）第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であって、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者

※（8）～（11）行政職の実務を有する者に関しては、申込書の別添「受講資格」をご参照ください。

2. 講習科目及び時間 ※2日間・計12.5時間（①一部免除者は11.5時間講習）

【1日目】

- ① 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1（1時間）
- ② 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2（1時間）
- ③ 石綿含有建材の建築図面調査（4時間）

【2日目】

- ④ 目視調査の実際と留意点（4時間）
- ⑤ 建築物石綿含有建材調査報告書の作成（1時間）

↓

修了考査（筆記試験）（1.5時間）

3. 講習科目の受講一部免除

- ・石綿作業主任者技能講習を修了した者は、講習科目①「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」を免除、修了考査では講習科目①の解答が免除となります。
- ※受講の一部免除を受けようとする者は、受講申込み時に必ず「石綿作業主任者技能講習修了証」（写）を添付のうえ申込みすること。同修了証（写）の添付が無いものは、全科目受講としてみなしますのでご注意ください。

4. 受講料

区分	受講科目 時間 <small>（上記受講科目参照）</small>	合計	内 訳		
			受講料 （税込）	テキスト代 （税込）	修了証送付料 <small>（簡易書留）</small>
全科目	12.5時間	会 員 40,068 円	35,000 円	4,664 円	404 円
		非会員 40,585 円		5,181 円	
一部免除 <small>（石綿作業主任者修了者）</small>	11.5時間 ②③④⑤	会 員 34,568 円	29,500 円	4,664 円	
		非会員 35,085 円		5,181 円	

コロナウイルス 5 類感染症移行後のマスク着用について

- ・マスクの着用は個人の判断に委ねます。

5. 修了考査（筆記試験）

講習2日目の講義終了後、1.5時間の修了考査を行います。

6. 修了証

所定の講習科目を受講し、修了考査合格者には後日修了証を送付いたします。
不合格の場合は、講義を修了した日の属する年度の翌々年度末まで再受験が可能です。
修了考査の再受験を希望する場合は、当支部へ事前に電話連絡をした上で、再受験の申込みをしてください。

7. 講習日時及び会場

日時：令和5年7月3日(月)～4日(火) 9:00～17:00
会場：青森県建設会館 6階「大会議室」 (青森市安方二丁目9-13)

8. 申込方法及び提出書類

- (1) 受講申込書 (所定の申込書に必要事項を記入の上、捺印のこと。)
- (2) 写真1枚 (胸上タテ3cm×ヨコ2.4cm、1年以内に撮影し無帽・無背景のもの。)
- (3) 受講料 (前納制です。当支部の窓口か、現金書留か、お振込みにて納付すること。
お振込みの場合は、申込書を送付する際に「〇月〇日振込」とメモすること。)

窓口へ来所の方へ

お支払いの際はお釣りの無いようにお願いいたします。

お振込み

青森銀行 新町支店 普通 3071963

建設業労働災害防止協会 青森県支部 支部長 山田 幸一

※領収書につきましては、お振込票をもちまして領収書に替えさせていただきます。別途、領収書を必要な方は、当日受付にお申し出ください。

受講票の送付について

お振込にてお申込みの方には、お振込み確認後に受講票をFAXいたします。
現金書留にてお申込みの方には、受講票を領収書と一緒に郵送いたします。

- (4) 受講の一部免除を受けようとする者は「石綿作業主任者技能講習修了証」の(写)を添付書類貼付用紙へ貼付けすること。

9. 受講定員及び締切り

1回あたりの受講定員は80名程度とし、講習開始の1週間前までにお申込みください。また、締切日以前であっても定員に達した場合は、受付を締切りますのでご了承ください。

10. その他

- (1) 開講1週間前の取消し又は欠席した場合は、受講料等はお返しいたしません。
- (2) 受講申込書は、支部及び各地区の分会又は当支部ホームページにて入手できます。 建災防 青森県支部 (<https://www.ao-kensaibou.com/>)
- (3) 開催の日時及び会場については、お間違いのないようご注意ください。
- (4) 受講当日は、時間厳守といたします。
※業務規程により受講時間が定められていますので、遅刻・途中退席された方や講義中の居眠り・携帯電話の操作等は講義の妨げとなることから、受講若しくは修了証を交付できません。
- (5) 講習では当会館駐車場は利用できませんので、近隣の有料駐車場をご利用ください。(自己負担となります。)
なお、近隣有料駐車場が満車の場合もございますので時間に余裕をもってお越しください。向かいのコンビニへの無断駐車は禁止です。

11. お問い合わせ・申込み先

◆建設業労働災害防止協会 青森県支部

〒030-0803 青森市安方二丁目9-13 青森県建設会館1F

TEL 017-773-6200 FAX 017-773-6201

